

正誤		一二四ページ終りから一行目の次に次を加える。	
令和七年六月十八日目次及び本文において、外務省告示第二百二十一号は外務省告示第二百二十二号となった。		3 この省令の施行の日から船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の施行の日の前日までの間における第三十七条の規定による改正後の国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表第一の規定の適用については、同表船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の項中「第三十条第三項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）とあるのは、「附則第六条第三項において準用する第三十条第三項」とする。	
ページ段行誤正		令和七年二月二十七日（号外第三十八号）総務省告示第三十九号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件の一部を改正する件）（原稿誤り） 一六ページ五行目から七行目までは次のとおり の誤り。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。 同ページ改正後欄終りから五行目から二行目までは次のとおりの誤り。	
令和七年五月十三日目次欄中 （原稿誤り） 一一二 七書簡の交換 交換		[注1 設備規則第四十九条の十四第五号イに規定する特定小電力無線局に限る。 2 設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定する特定小電力無線局に限る。 3 設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局に限る。 4 設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局を除く。 同ページ改正前欄終りから五行目から二行目までは次のとおり誤り。	
令和七年八月三十一日（号外第百九十八号）公布国土交通省令第五十三号（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令） （原稿誤り） 一一一 一〇日本国 贈与に関する日本国		[注1 設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局に限る。 2 設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局を除く。 同ページ終りから一三行目は次のとおり誤り。	
改正後欄終りから八〇七項において準用する第三十条第三項		備考 表中の「」の記載は注記である。	